

摂津市と株式会社ガンバ大阪との包括連携協定書

摂津市（以下「甲」という。）と株式会社ガンバ大阪（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲と乙がこれまで積み重ねてきた協力関係を一層強化し、包括的な連携のもと、互いの資源を有効活用することにより、地域スポーツの振興、スポーツを通じた市民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携協力事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）地域スポーツの普及及び振興、活動支援に関すること。
- （2）就学前児童、児童生徒の健全育成に関すること。
- （3）教育、人材育成に関すること。
- （4）市民の健康増進に関すること。
- （5）スポーツを通じた地域コミュニティの活性化に関すること。
- （6）摂津市の魅力発信や広報に関すること。
- （7）SDGsの達成に関すること。
- （8）その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携協力事業の具体的な内容、実施方法費用負担、その他必要な事項について、その都度協議して決定するものとする。

（推進体制）

第4条 甲及び乙は、連携協力事業を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の過程で知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(期 間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

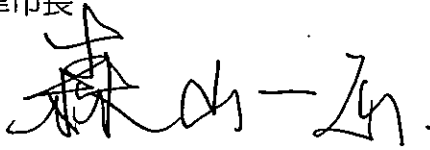
(その他)

第7条 本協定に定めがない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年10月31日

甲：摂津市三島一丁目1番1号
摂津市
摂津市長



乙：吹田市千里万博公園3-3
株式会社ガンバ大阪
代表取締役社長

